

(別紙2) 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

1 条例の趣旨について

大仏ダム建設計画に重大な疑問、疑惑を抱く異議申立人が、松本市民、長野県民、日本国民として、本件公文書の内容を「知る権利」を有していることは言うまでもなく、条例がこの権利を保障していることも明らかである。

県がこれまで巨額の公金を支出して行ってきた計画の実態を市民等は知る権利がある。

2 条例第6条第1項第2号該当性について

調査担当者等の氏名は、本号にいう個人に関する情報ではなく、その調査の責任の所在を表したものであって、これを非公開としなければならない合理的理由は全く存在しない。これらの調査は、調査担当者の氏名と一緒に初めて意味を持つものであって、氏名を秘匿した公開は、その調査結果の信頼性も不明ということになり、公開の名に値しない。

これらの調査は公な仕事であり、実際の調査をどのような資格を持った専門家が行ったかが大事であるため、個人情報ではなく、調査担当者の責任の所在、情報の信憑性にかかわるものと考えべきである。

3 条例第6条第1項第5号該当性について

(1) 全体計画に関する検討の情報

各調査内容からみて、その公開が、国との協議に支障を生じたり、地元住民に無用の混乱を生じさせるなどといったことがあり得ようはずはなく、このような理由をつけて、秘匿しようとしているのは、大仏ダム建設計画のいかがわしさが露見することをおそれたからである。

新聞記事でも、河川開発課は「平成10年度に国の事業採択を受け、ダムの全体計画がはっきりしたところできちんと示す」と明言し、建設に着手しようとしていたのだから、全体計画は成熟しており、「未成熟な段階である」とするのは事実反する。実際には、平成10年度における事業採択は見送られたが、計画が取りやめになったわけではなく、11年度の採択を目指すと言っており、「未成熟な段階なのでダムの設置場所などを公開できない」というのは全く根拠がない。

この「未成熟」が非公開処分の理由となるならば、仮にこの計画が中止となった時に、永遠に未成熟のまま終わることになり巨額の公金の用途を隠すのに繋がる。20年かけて調査を行い、10億円を超える調査費を使いながら、未成熟だから見せないということはある得ない。

仮に未成熟であるとするならば、その段階でこそ住民に知らせる必要がある。住民が事業計画の概要を知りたいと希望するのは、建設省で安易に事業採択されては困るからであり、ダムの建設目的に虚偽があり、ダムが建設されると高度な差し迫った危険性があるから公開を求めている。県は、住民からそれを指摘されるのを恐れ、情報を遮断するために非公開にした。

(2) ダムの諸元に関する情報

長年、多額の費用をかけて調査を行いながら、現在でも、その最も重要なダムの規模と設置場所が今後変更される可能性のある未成熟な情報であるから公開できないなどということは、そのこと自体が大仏ダム建設計画のでたらめさを如実に物語るものである。

本当に大仏ダム建設計画が今なお未成熟なものであるとすれば、このような計画に巨額の金を支出し続けたという事実を市民等は知る必要があり、その未成熟さを知るためにも公文書の公開がより一層必要になってくるのであって、未成熟を理由とした本件処分の不当性は誰の目にも明らかである。

「薄川の、松本駅から9km上流の大仏地区に、高さ75m、幅370mの重力式ダムを造る」ということは、事実上住民は察知している。

(3) 原石山予定地の位置等に関する情報

非公開とされた情報の中には、原石山予定地の位置等に関する情報があるが、狭い谷間に骨材を採取できる場所はなく、一体どこで骨材を採取するのか全く秘密にしており、理由にもならない理由をつけて非公開にしている。

ダムは大規模で、必要な骨材は少々の量ではなく、大変な自然破壊になる。そのため原石山の位置を公開すれば、住民から「危ない」という声上がるから県はよほど困るのだろうが、だからこそ知る権利がある。

(4) 付替道路に関する情報

県は平成10年度から用地買収や道路の付け替えなど建設段階に着手しようとしており、「未成熟な段階である」とするのは事実と反する。成熟しているからこそ、平成10年度には着工ということになっていたものである。

(5) 水質解析に関する情報

松本城の濠の水を浄化するための調査の結果得られた情報を市民等に公表することが、「今後ダム事業を進める上で著しい支障を生じるおそれがある」などということは絶対にあり得ず、このような非公開理由に何らの正当性がないことは明らかである。

ダム計画は、当初、松本市民の水道水源の確保ということで始まったが、現在、松本市は奈良井ダムから取水しているため、水道水源としては不必要となった。すると今度は松本城の濠の水質浄化のためにダムが必要であると言い出し、水質調査も行ったようだが、「住民が混乱する」というような理由を付けて非公開としており、これは市民等を愚弄するものである。

4 その他

ダムの規模や場所が公文書公開以外の方法でたまたまわかったので、訴訟を提起したり、建設省へ陳情できた。しかし、知っているからそれで良いということにはならず、正式に公開する必要がある。

また、県は、理由がない部分まで非公開にしており、ダムの建設目的に関しても、「現在水道水源は地下水に依存している」などと虚偽の内容が書かれている。そもそも松本市の水道水源は奈良井ダムからの取水で足りており、しかも薄川の水量は少なく水道水源とはなり得ない。県はこの虚偽を隠そうとしており、虚偽に基づいて国から補助金をもらうことは犯罪行為であり、許されない。

薄川の地層はもろく、ダムの地盤はC_m級で基礎岩盤としては不相当であると専門家も認めており、牛伏寺断層という活断層も平行している。また、原石を採取するにも大きな環境破壊が伴い、減勢池も川の屈曲部に設けるよう計画されているなど様々な差し迫った具体的な危険性がある。ダムの危険性は専門的な問題であるため、多数決の問題ではなく、ダムが洪水調整になるというのは全くの神話である。そもそも、ダムの規模も場所も知らされない住民が、県に主導されて署名したダム建設推進の要望は意味がなく、県のやり方は悪質である。